

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年12月25日提出
【発行者名】	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 数間 浩喜
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	野上 英樹
【電話番号】	03-5290-3517
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	損保ジャパン - D I A M日本株アクティブ・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	募集額 2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年10月14日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）につきまして訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するものであります。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 \_\_\_\_\_ は訂正内容を示します。

## 第一部【証券情報】

### （ 7 ）【申込期間】

< 訂正前 >

継続申込期間 平成26年10月15日から平成27年10月14日までです。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

< 訂正後 >

継続申込期間 平成26年10月15日から平成27年10月14日までです。

当ファンドは、信託約款の規定に基づき、平成27年3月27日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。

信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合には、継続申込期間を平成27年3月9日までとし、以降の申込期間の更新は行いません。

### （ 1 2 ）【その他】

以下の記載内容に更新・訂正いたします。

< 更新・訂正後 >

申込証拠金  
ありません。

日本以外の地域における発行  
ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（ 1 1 ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（ 1 1 ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託終了（繰上償還）< 予定 > のお知らせ

当ファンドは平成12年7月より運用を開始しましたが、受益権総口数が信託約款で定める口数（1億口）を下回っており、今後、受益権口数の大幅な増加も見込めないため、平成27年3月27日をもって信託を終了（繰上償還）する予定です。

また、信託終了（繰上償還）することとなった場合、平成27年3月10日以降のご換金の申込みについて、信託財産留保額を撤廃する予定です。

手続き日程

公告日	: 平成26年12月25日
異議申立期間	: 平成26年12月25日～平成27年2月2日
信託終了（繰上償還）正式決定日	: 平成27年2月2日

< 信託終了（繰上償還）決定の場合には下記の手続きとなります。 >

信託約款変更適用日	: 平成27年3月10日
	信託財産留保額撤廃
	なお3月10日以降、購入のお申込みを停止します。
信託終了（繰上償還）日	: 平成27年3月27日

異議お申立ての受益者の受益権口数が、公告日現在の受益権総口数の二分の一を超えないときに、予定通り平成27年3月27日をもって信託を終了（繰上償還）いたします（異議お申立ての受益者の受益権口数が、公告日現在の受益権総口数の二分の一を超えた場合は、信託終了（繰上償還）は行いません。）。

信託終了（繰上償還）の決定につきましては、弊社ホームページにてご確認いただけます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

（略）

委託会社等の概況

（ ）資本金の額 1,550百万円(平成26年8月末現在)

（略）

（ ）大株主の状況（平成26年9月1日現在）

（略）

<訂正後>

（略）

委託会社等の概況

（ ）資本金の額 1,550百万円(平成26年10月末現在)

（略）

（ ）大株主の状況（平成26年10月末現在）

（略）

#### 2【投資方針】

##### （3）【運用体制】

<訂正前>

a. 委託会社の運用体制と社内規程

（略）

平成26年8月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

b. 運用委託先の運用体制等

（略）

上記体制は、平成26年7月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<訂正後>

a. 委託会社の運用体制と社内規程

（略）

平成26年10月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

b. 運用委託先の運用体制等

（略）

上記体制は、平成26年10月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

**（５）【投資制限】**

&lt;訂正前&gt;

（略）

先物取引等の運用指図

（略）

- （ ） 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- （ ） 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- （ ） 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（略）

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- （ ） 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（略）

\_\_\_ 資金の借入れ

（略）

\_\_\_ 受託会社による資金の立替え

（略）

**（参考）「損保ジャパン - D I A M日本株アクティブ・マザーファンド」の運用の基本方針**

（略）

（２）投資態度

（略）

国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ」取引といいますが）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

\_\_\_ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。

（略）

< 訂正後 >

( 略 )

先物取引等の運用指図

( 略 )

- ( ) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ( ) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- ( ) 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ( 略 )

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- ( ) 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ( 略 )

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

資金の借入れ

( 略 )

受託会社による資金の立替え

( 略 )

**( 参考 ) 「損保ジャパン - D I A M日本株アクティブ・マザーファンド」の運用の基本方針**

( 略 )

( 2 ) 投資態度

( 略 )

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。

( 略 )

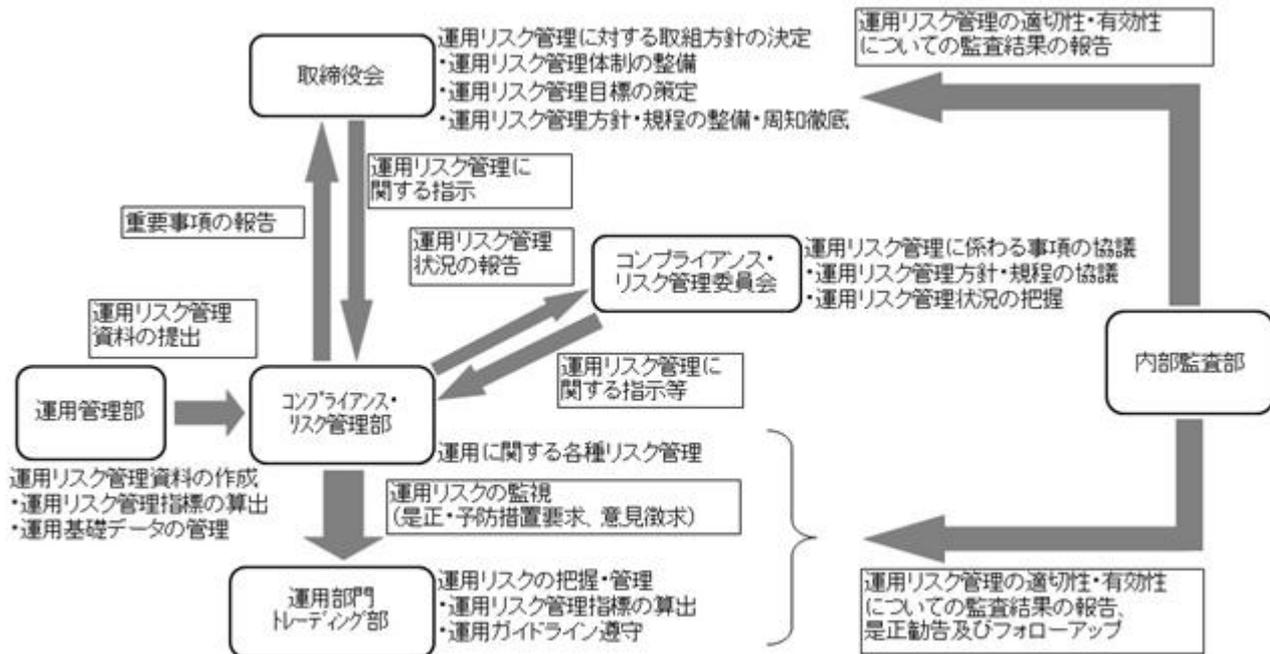
### 3【投資リスク】

<訂正前>

(略)

<リスクの管理体制>

a. 委託会社のリスク管理体制



(注) 上図は、平成26年8月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

b. 運用委託先のリスク管理体制等

(略)

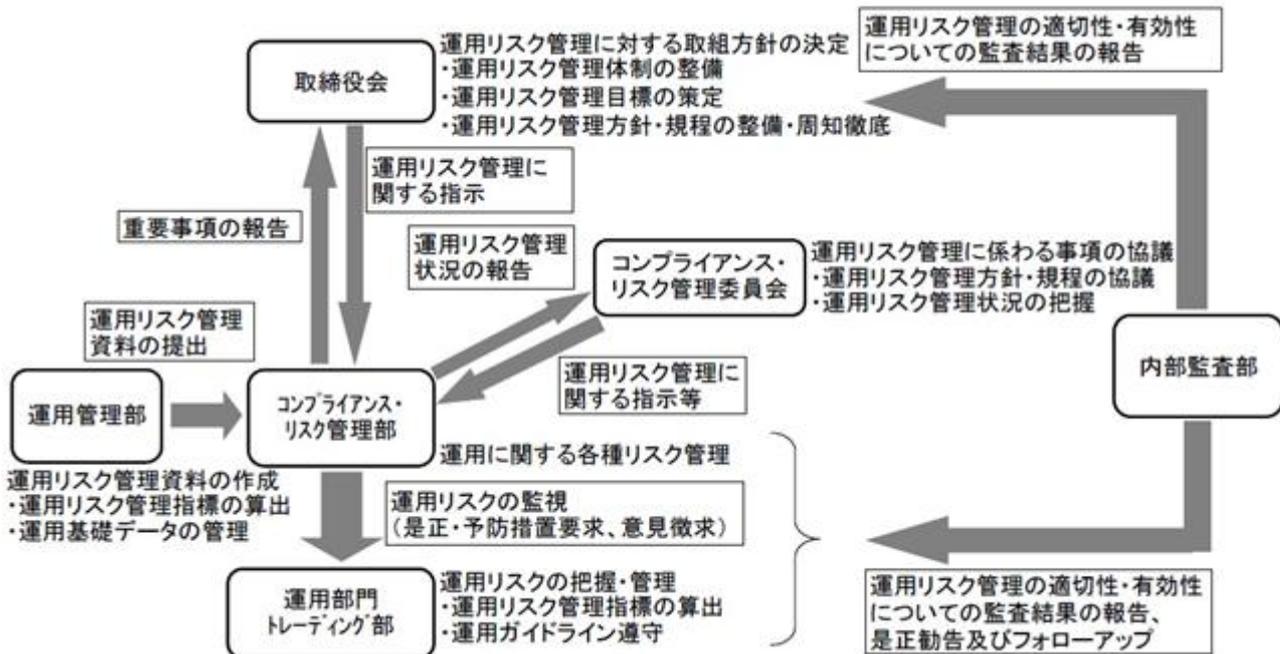
上記のリスク管理体制は、平成26年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

(略)

< リスクの管理体制 >

a . 委託会社のリスク管理体制



※運用リスクには流動性リスクを含みます。

(注) 上図は、平成26年10月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

b . 運用委託先のリスク管理体制等

(略)

上記のリスク管理体制は、平成26年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



● 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

● 上記は、期間5年のグラフになります。

● 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

**\*各資産クラスの指数**

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

日本国債…NOMURA-BPI 国債

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

- 東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの高標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債とは、野村證券が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は、すべて野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。
- シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- シティ新興国市場国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

&lt;訂正前&gt;

&lt;申込み時に受益者が負担する費用・税金&gt;

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料及び消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(略)

&lt;訂正後&gt;

&lt;申込み時に受益者が負担する費用・税金&gt;

時期	項目	費用・税金	
申込み時	申込手数料及び消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価

(略)

## (2)【換金（解約）手数料】

&lt;訂正前&gt;

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額に対して 0.3%

&lt;訂正後&gt;

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額に対して 0.3%

「第一部 証券情報 (12) その他」に記載の通り、信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合には、平成27年3月10日以降のご換金のお申込みについて、信託財産留保額はありせん。

## (3) 【信託報酬等】

&lt;訂正前&gt;

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.512%（税抜1.40%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです。（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）

(年率)

純資産総額	委託会社 (税抜)		販売会社 (税抜)	受託会社 (税抜)
		D I A M (税抜)		
10億円までの部分	0.500%	0.300%	0.800%	0.10%
10億円超20億円までの部分	0.458%	0.279%	0.842%	
20億円超30億円までの部分	0.418%	0.259%	0.882%	
30億円超50億円までの部分	0.390%	0.245%	0.910%	
50億円超150億円までの部分	0.336%	0.218%	0.964%	
150億円超300億円までの部分	0.290%	0.195%	1.010%	
300億円超の部分	0.250%	0.175%	1.050%	

(略)

委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託したD I A Mアセットマネジメント株式会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に前記の率を乗じて得た金額とし、各社への配分は前記の表のとおりです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

&lt;訂正後&gt;

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.512%（税抜1.40%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです。（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

(年率)

純資産総額	委託会社（税抜）		販売会社（税抜）	受託会社（税抜）
	ファンドの運用の対価		購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
		D I A M (税抜)		
10億円までの部分	0.500%	0.300%	0.800%	0.10%
10億円超20億円までの部分	0.458%	0.279%	0.842%	
20億円超30億円までの部分	0.418%	0.259%	0.882%	
30億円超50億円までの部分	0.390%	0.245%	0.910%	
50億円超150億円までの部分	0.336%	0.218%	0.964%	
150億円超300億円までの部分	0.290%	0.195%	1.010%	
300億円超の部分	0.250%	0.175%	1.050%	

(略)

委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託したD I A Mアセットマネジメント株式会社への投資顧問報酬が含まれます〔ファンドの運用の対価〕。投資顧問報酬の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に前記の率を乗じて得た金額とし、各社への配分は前記の表のとおりです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

#### (4) 【その他の手数料等】

<訂正前>

(略)

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産に係る監査費用及び当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限として、純資産総額に定率(年0.00324%(税抜0.0030%))を乗じて日々計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、監査費用の上限金額については、変動する可能性があります。

<訂正後>

(略)

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産に係る監査費用及び当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限として、純資産総額に定率(年0.00324%(税抜0.0030%))を乗じて日々計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、監査費用の上限金額については、変動する可能性があります。

監査費用	監査法人に支払うファンド監査にかかる費用
------	----------------------

#### (5) 【課税上の取扱い】

<訂正前>

(略)

上記は平成26年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

(略)

上記は平成26年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 第2【管理及び運営】

### 2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（略）

- （3）一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

（略）

<訂正後>

（略）

- （3）一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

「第一部 証券情報（12）その他」に記載の通り、信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合には、平成27年3月10日以降のご換金のお申込みについて、信託財産留保額はありませ  
ません。一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額となります。

（略）

### 3【資産管理等の概要】

#### （3）【信託期間】

<訂正前>

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第50条第7項、第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項及び第55条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

<訂正後>

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第50条第7項、第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項及び第55条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

「第一部 証券情報（12）その他」に記載の通り、信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合には、信託期間は平成27年3月27日までとなります。

#### （5）【その他】

<訂正前>

（略）

##### 運用に係る報告等開示方法

委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始6ヵ月経過毎に半期報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき各計算期間の末日毎及び償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

平成26年12月1日以降は交付運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付する予定です。

（略）

< 訂正後 >

( 略 )

運用報告書に記載すべき事項の提供

( ) 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

( ) 前記( )の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

( 略 )

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

( 1 ) 資本金の額 ( 平成26年8月末現在 )

( 略 )

( 2 ) 会社の機構 ( 平成26年8月末現在 )

( 略 )

< 訂正後 >

( 1 ) 資本金の額 ( 平成26年10月末現在 )

( 略 )

( 2 ) 会社の機構 ( 平成26年10月末現在 )

( 略 )

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

( 略 )

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成26年8月末現在、計106本（追加型株式投資信託94本、単位型株式投資信託12本）であり、その純資産総額の合計は732,090百万円です。

< 訂正後 >

( 略 )

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成26年10月末現在、計108本（追加型株式投資信託96本、単位型株式投資信託12本）であり、その純資産総額の合計は782,247百万円です。